

相模原市監査委員公表第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成27年2月10日に実施した事務監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長及び教育委員会から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成27年10月5日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 米山 定 克

同 小野沢 耕 一

1 監査対象事務

小学校、保育所等における遊具、プール及び樹木等の安全対策について

2 監査を実施した日

平成27年2月10日

3 措置に係る通知日

市長及び教育委員会から通知があった日 平成27年9月25日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容（教育委員会）
<p>(2) 小中学校のプールについて</p> <p>教育委員会において実施した、市立小中学校におけるプールの安全管理に係る調査結果を確認したところ、プール使用期間前後の点検や、使用期間中の日常点検の結果を記録していない小中学校が多数見られた。点検結果の保存年限については、記録している小中学校にあっても「プールの安全標準指針」(文部科学省・国土交通省 平成19年3月)で3年以上保存が必要とされているところ、2年保存又は1年保存としている小中学校が散見された。</p> <p>また、プール日誌の保存年限については、相模原市立小中学校公文書分類表で3年とされているところ、2年保存又は1年保存としている小中学校が散見された。</p> <p>今後、「プールの安全標準指針」等を踏まえ、点検結果を適切に記録</p>	<p>プールの点検結果の記録につきましては、「プールの安全標準指針」等を踏まえ、「プール管理日誌」の様式に日常点検項目を追加するとともに、平成27年度から、新たに「使用期間前点検票」と「使用期間後点検票」の様式を定めました。</p> <p>プールの安全管理につきましては、学校保健課と学校施設課が連携し、各小中学校に対して、平成27年4月23日付教育環境部長通知により周知徹底を図りました。</p> <p>使用期間前・後点検票につきましては、学校施設課が提出された内容を確認しており、使用期間前点検により修繕が必要なものについては、緊急性や安全性を考慮し、速やかに対応を行いました。また、使用期間後点検により修繕が必要なものにつきましては、次年度のプール使用前までに対応してまいります。</p> <p>日常点検等の点検結果の記録状況と</p>

するとともに、プール日誌の保存年限の遵守について、教育委員会の各課が連携し、各小中学校に対し周知徹底を図られたい。また、各小中学校におけるプールの日常点検等の点検結果の記録状況、プール日誌の保存状況等について適切に実態を把握し、小中学校でのプールの安全対策がさらに有効なものとなるよう取り組まれたい。

プール管理日誌の保存状況等の実態把握につきましては、学校保健課が小中学校を訪問した際には現地確認を行うとともに、全校を対象に、プールの使用が終了した時点の記録・保存状況に関する調査を行い、プール使用が終了した学校については、実態を把握し、適正に管理されていることを確認しました。

今後も学校や関係各課と連携を図りながら児童・生徒の安全確保に努めてまいります。

監査の結果	措置の内容（市長）
<p data-bbox="194 300 743 331">(4) 保育所・幼稚園の遊具について</p> <p data-bbox="248 356 770 734">平成25年度に実施された市立保育園及び市立幼稚園遊戯施設点検業務委託に係る業務委託報告書において、点検結果が、C(要修理)、D(要撤去、交換)とされた遊具に対して、対応状況の記録がなく不明であった。</p> <p data-bbox="248 763 770 907">また、点検結果について、保育課から各保育園・幼稚園へ周知が行われていなかった。</p> <p data-bbox="248 936 770 1256">子どもの安全確保を図るため、速やかに対応し、その結果を記録するなど対応状況を明らかにするとともに、点検結果を各保育園・幼稚園に周知し情報の共有化を図り、適切な維持管理に取り組みたい。</p>	<p data-bbox="828 300 1394 448">市立保育園・幼稚園の遊具の点検結果につきましては、次のような対応を行いました。</p> <p data-bbox="828 472 1394 1081">平成25年度に実施した市立保育園及び市立幼稚園遊戯施設点検業務委託で、点検結果がD(要撤去、交換)となった7件及びC(要修理)となった29件の遊具につきましては、使用を中止し、点検結果がCのものについては、その不具合の程度により応急措置を施し、安全を確保しておいた上で、点検結果がDのものから順次、撤去、交換、修繕等を行い、平成27年9月24日には全ての対応が終了いたしました。</p> <p data-bbox="828 1106 1394 1426">各園の遊戯施設点検報告書につきましては、保育園、幼稚園とも平成25年度分は、平成27年1月の園長会で、平成26年度分は、平成27年4月の園長会で配付し、修繕等の必要な箇所についての共通の理解を図りました。</p> <p data-bbox="828 1451 1394 1948">また、遊戯施設点検業務委託の点検結果に対する対応状況の記録につきましては、平成26年度の点検結果を基本とし、その後の対応状況や点検結果を年度ごとに記録、確認できる「市立保育園・幼稚園等遊具等点検台帳」を平成27年9月9日に電子データで作成し、保育課、保育園及び幼稚園で、閲覧、更新できるようにして、情報の</p>

共有化が図れるようにいたしました。  
この台帳には、遊戯施設点検業務委託業者による遊具の点検結果及びそれらに対して行った修繕等の状況に加え、各園での日常点検の結果に基づいて、各園で対応した修繕の内容についても台帳に入力を行い、保育課、保育園及び幼稚園で常に最新の遊具等の状態を把握するようにいたしました。

また、日々の各園での遊具点検につきましては、これまでどおり継続し、その結果、緊急的に修繕等の対応が必要なものは、速やかに対応を行い、子どもたちの安全確保に努めてまいります。